別記第五十一号の四様式（第三十六条の二関係）

（表）

注意事項

ア　住居を変更するときや行動範囲外に赴く必要があるときは、あらかじめ主任審査官の承認を受けなければなりません。

イ　監理措置の条件に違反したときは、監理措置決定が取り消され保証金の全部又は一部が没取されることがあります。
　なお、正当な理由がなくて呼出しに応じないとき、逃亡したとき、報酬を受ける活動の許可を受けずに同活動（在留資格をもって在留する者による活動を除く。）を行ったとき又は収入を伴う事業を運営する活動を行ったときは、処罰されることがあります。

ウ　法第44条の５第１項の規定により指定された機関以外で報酬を受ける活動を行ったときや許可に付された条件に違反したときは、報酬を受ける活動の許可が取り消されることがあります。

エ　退去強制令書の発付後は、収入を伴う事業を運営する活動や報酬を受ける活動に従事することはできません。

オ　報酬を受ける活動の内容（勤務先や報酬額等）や生計（同居者の人数・家賃額等）に変動の予定がある場合には、あらかじめ地方出入国在留管理局に連絡しなければなりません。

カ　本通知書は常に携帯し、権限ある官憲に要求されたときは、これを提示しなければなりません。
　また、出頭の際は、本通知書を持参してください。

日本国政府法務省

監理措置決定通知書

監理措置決定番号 ----------

発行年月日 ----------

発行官署 ----------

出入国在留管理庁

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列５番とする。

（裏）

殿

出入国管理及び難民認定法第　　条第　　項の規定により、
あなたを監理措置に付する旨の決定をしたので、通知します。

写
真

1　氏　　名　　男・女

2　生年月日

3　国籍・地域

4　決　定　日

※　　印

監理措置の条件

1　住　　居

2　行動範囲

3　出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。

4　逃亡及び　証拠の隠滅を防止する／不法就労活動を防止する　ために必要な条件

報酬を受ける活動の許可の有無及び条件　□有（許可番号：　　号・許可年月日：　　）□無

(1) 勤務先の名称及び所在地

名　称

所在地

(2) 活動の内容

(3) 報酬額の上限（月額）

(4) その他の条件

※　　印

（注）※にはそれぞれ、許可する者の職名を記入するものとする。